

所得補償保険

15%割引

保険期間 2023年8月1日午後4時～2024年8月1日午後4時 1年間

被保険者となる方 日本NCR株式会社または子会社、関連会社の役員・従業員のうち、満15才以上69才以下の方で、現在就業中の方に限ります。

★2022年度から「65～69才」の方もご加入いただけるようになりました。

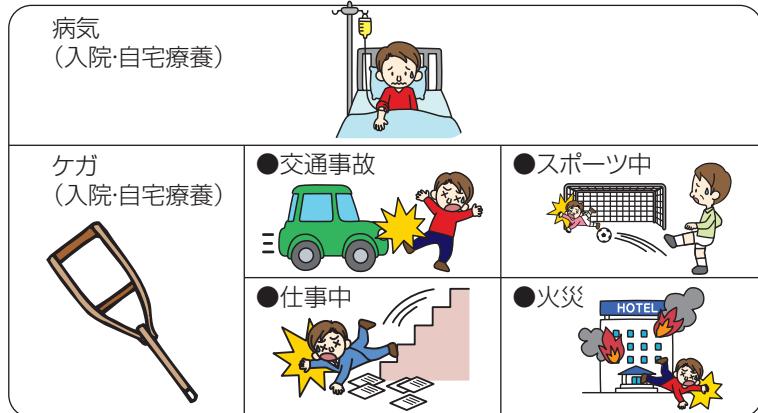
■所得補償保険とは

国内外を問わず、仕事中、私用中の
病気またはケガで

医師の指示に基づく
入院又は自宅療養のために(就業不能)
会社を休んだ時

最高12か月間(免責期間7日間)
保険金をお支払いします。

■こんなときお役に立ちます。



●就業不能期間中の年次休暇の有無は問いません。

お支払例

- 加入内容 年令35才 加入口数2口(Aセット)
- 事故内容 発病日 2024年2月25日 就業不能開始日 2024年3月2日 治ゆ日 2024年6月15日
- 保険金支払対象期間 2024年3月9日～2024年6月15日
(免責期間7日間…2024年3月2日～3月8日)

この場合に
支払われる保険金は… $6.1\text{万円} \times 2\text{口} \times (3\text{か月} + \frac{7\text{日}}{30\text{日}}) = \boxed{\text{約39万円}}$



月払保険料

1口700円

セット名

A(職種級別1級)・B(職種級別2級)

●第1回給与引去日は10月からとなります。

(免責期間7日間 てん補期間12か月の加入条件です。)

継続加入の方は、昨年度から年令が1つ上がるため、保険金額が変更になる場合があります。

●職種級別はパンフレットP.所-2の職種コード表をご確認ください。

●職種級別(例)

1級 (Aセット)

事務従事者・販売従事者(営業)等

2級 (Bセット)

システムエンジニア・カストマーエンジニア等

セット名	年令(才)	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69
A	1口あたり	15.4	10.6	9.4	7.6	6.1	4.8	4.1	3.5	3.3	3.1	2.6
B	月額保険金額	13.3	9.2	8.2	6.6	5.3	4.2	3.5	3.0	2.8	2.7	2.2

※年令は2023年8月1日現在での満年令となります。

※加入口数は右記算式の範囲内でお決めください。

年令により保険金額が異なりますので、加入口数を見直してください。なお、平均月間所得額を超えてご加入された場合、その超過部分はお支払いできませんのでご注意ください。

〈注意点〉

保険期間中に病気またはケガによって就業不能(入院など医師の治療を要し、業務に終日全く従事できない状態)になられたとき、7日間の免責期間を超える就業不能期間(最長12か月)について保険金が支払われます。(休業している期間が7日以内の場合は支払われません。)

〔加入口数の算式〕

年間総給与(給与・報酬・賞与) 万円	× 50 %	× $\frac{1}{12}$	= (月額) 万円
-----------------------	--------	------------------	-----------

【所得補償保険】職種コード表

職種級別	職種コード	職種名
2	026	技術者(システムエンジニア・カストマーエンジニア等含む)
	049	医療保健技術者
1	111	管理的職業従事者
	121	一般事務従事者
	191	販売従事者(営業等含む)
2	431	電気機械器具組立・修理作業者
	451	計器・光学機械器具組立・修理作業者
1	891	サービス職業従事者(コールセンター等含む)

●上記職種以外の方は、代理店・扱者までお問い合わせください

お申込みされる前に必ずお読みください。

★詳しくは「普通保険約款および特約」をご覧ください。(「普通保険約款および特約」は社員会で保管しております。)
※印を付した用語については、P.所-3～所-4の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

所得補償保険

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
所得補償保険 ☆骨髓採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※(7日)を超えて継続した場合	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">保険金額</td> <td style="padding: 5px;">\times</td> <td style="padding: 5px;">就業不能期間※の月数(*)</td> <td style="padding: 5px;">+</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">保険金額</td> <td style="padding: 5px;">\times</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">就業不能期間のうち 1か月に満たない期間の日数 30</td> <td></td> </tr> </table> <p>(*)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。</p> <p>(注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超える場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2)原因または発生した時間が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてお支払いしません。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他のある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	保険金額	\times	就業不能期間※の月数(*)	+	保険金額	\times	就業不能期間のうち 1か月に満たない期間の日数 30		<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*1)やケガ(加入者証等に記載されます。) <p>などによる就業不能※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害(*2)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 <p>(注)ご加入をお引き受けした場合でも、保険期間の開始時(*3)より前に発病※した病気(*1)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。</p> <p>(*1)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(*2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 IC D-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害など</p> <p>(*3)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
保険金額	\times	就業不能期間※の月数(*)	+								
保険金額	\times	就業不能期間のうち 1か月に満たない期間の日数 30									

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。

〔☆〕再度就業不能※となった場合の取扱い

免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気(*)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

〔※印の用語のご説明〕

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒

(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。

●「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植すること目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治ゆした後は就業不能に含みません。

●「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

●「発病」とは、医師※が診断（*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。

●「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。

●「免責期間」とは、就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

・所得補償保険の保険金額（ご契約金額）の設定について

保険金額の設定については、被保険者（補償の対象者）が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の50%以内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含まれることはできません。）。

なお、保険金額が平均月間所得額を超える場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

その他のご注意（所得補償保険）

ご加入にあたっての注意事項

●この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●この保険でお申込となれる方は日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員に限ります。

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、日本NCR株式会社または子会社・関連会社の役員・従業員です。

●被保険者（補償の対象者）本人（*）としてご加入いただける方は、上記の被保険者となれる方で、現在健康でお働きになっている方で、保険期間の開始時点で満15才以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

（*）加入申込票（web申込の場合）の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上火災保険株式会社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）

東京海上日動火災保険株式会社

（なお、それぞれの会社の引受割合は決定いただいたご案内します。）

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従つて割引率が適用されます。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかつた場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があつた場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の年令による保険料となりますのでご了承ください。)

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

税法上の取扱い(2022年12月現在)

払い込んでいいいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

代理店・扱者

・株式会社 集成社

東京都品川区東五反田5-25-18

TEL:03-3442-0411 FAX:03-3442-0410

個人情報の取扱いについて この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため utilizarがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入内容確認事項（所得補償保険）

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額）

保険期間（保険のご契約期間）

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票（web申込の場合はweb申込画面）への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票（web申込の場合はweb申込画面）に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

・加入申込票（web申込の場合はweb申込画面）の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているですか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票（web申込の場合はweb申込画面）の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいているですか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票（web申込の場合はweb申込画面）の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票（web申込の場合はweb申込画面）によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか？

◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいているですか？

3. 次のいずれかに該当する場合にはお手続きが必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など）

・既にご加入されているがご継続されない場合

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

契約概要のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等**(1)商品の仕組み**

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者として ご加入いただけ る方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の被保険者欄記載の方

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP.所-3のとおりです。
詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットP.所-3をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットP.所-3をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP.所-3をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いたしましたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)、普通保険約款・特約等にてご確認ください。また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2.保険料

保険料は保険金額・年令・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットP.所-1をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

6.無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)。

注意喚起情報のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本NCR株式会社 社員会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票(web申込の場合)の記載内容を必ず確認ください。

【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」「年令」

④被保険者の健康状況告知

【健康状況告知について】

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確ご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票(web申込の場合)の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人が自分でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受けする場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}(発病日は医師の診断^{(*)3}によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い^{(*)4}は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外はありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

(*)1新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいいます。

(*)2就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(*)3人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(*)4特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

- 複数のご契約があるお客様へ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP.所-1記載の方法により払込みください。パンフレットP.所-1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まつた後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP.所-3をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレットP.所-1記載の方法により払込みください。パンフレットP.所-1記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

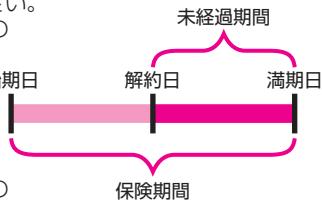
6.失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP.所-5をご参考ください。

9.個人情報の取扱いについて

パンフレットP.所-6をご参考ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2)新たな保険契約(所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などにより加入をお受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお受けする場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできなことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】
株式会社 集成社
東京都品川区東五反田5-25-18 TEL:03-3442-0411

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」
0120-632-277(無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



こちらからアクセスできます。

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))0570-022-808
受付時間:平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかげ間違いにご注意ください。
詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

健康状況告知書ご記入のご案内【所得補償保険】(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。

(注)web申込の場合は、「加入申込票」を「web申込画面」、「記入」を「入力」と読み替えてください。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことはなりません。必ず加入申込票(web申込の場合はweb申込画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」へご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。

②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することができます。また、正しく告知をされなかつた場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

○現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

○新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。

○保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。